


所管部課	都市建設部 下水道課	部長	内藤 峰雄		
件名	東大和市指定排水設備工事事業者規則の一部を改正する規則について		区分		<input type="radio"/> 1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市下水道条例			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>東大和市指定排水設備工事事業者規則において、指定事業者の排水設備工事責任技術者の把握ができないことから、名簿及び責任技術資格者証の写しを指定の申請等の添付書類に加えると共に、指定排水設備工事事業者証に指定有効期間の表記がないことから、所要の改正をするものである。また、行政不服審査法の全部改正に伴い、同規則に記載されている教示文を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①第2条及び第3条の添付書類に「排水設備工事責任者技術者名簿及び責任技術者資格者証の写し」の規定を追加し、第1号様式及び第3号様式に文言を追加する。</p> <p>②第4号様式に「指定有効期間」の表示を追加する。</p> <p>③行政不服審査法の改正に伴い、第9号様式及び第15号様式中にある教示文を改正する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。ただし、第9号様式及び第15号様式の改正規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東大和市専任の排水設備工事責任技術者以外の同資格を有する者を確認することができる。排水設備工事事業者が指定された期間を把握し確認することができる。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
文書課審査済み					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議終了後、速やかに改正手続きを進める。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。